

三条市人権教育・啓発推進計画

平成31年3月

三 条 市

目 次

第1章 計画の概要

- 1 基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
 - (1) 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
 - (2) 計画の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
 - (3) 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 策定の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
 - (1) 国際的な動向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
 - (2) 国・県の動き・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
 - (3) 三条市の動き・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 3 計画の体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

第2章 計画の基本理念及び基本的な方向性

- 1 計画の基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 2 基本的な方向性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
 - (1) 人権意識の高揚・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
 - (2) 人権重視の行政・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
 - (3) 人権教育の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

第3章 あらゆる場を通じた人権施策の推進

- 1 学校教育における人権教育、同和教育の推進・・・・・・・・ 8
- 2 家庭・地域社会における人権教育・啓発の推進・・・・・・・・ 9
- 3 企業等における人権教育・啓発の推進・・・・・・・・ 11

第4章 分野別人権施策の推進

- 1 女性の人権・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- 2 子どもの人権・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
- 3 高齢者の人権・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
- 4 障がいのある人の人権・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
- 5 外国人市民の人権・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
- 6 インターネット等による人権侵害・・・・・・・・・・・・ 24
- 7 部落差別問題（同和問題）・・・・・・・・・・・・ 26
- 8 様々な人権問題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28

第5章 計画の推進

- 1 総合的な人権施策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31
- 2 関係機関との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31
- 3 人権施策の推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31

参考資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32

- 平成30年度 男女共同参画に関する市民意識調査（抜粋）・・・・・・ 33
- 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律・・・・・・・・・・・・・・・・ 38

※ 本計画内の平成31年度以降の元号標記につきましては、平成31年5月1日の改元に伴い、元号が決定した段階で新たな元号に読み替えるものとします。

第 1 章 計画の概要

1 基本的な考え方

(1) 計画策定の趣旨

国内では、2000年（平成12年）に、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行され、この第5条に、地方公共団体の責務として地域の実情を踏まえた人権教育及び啓発に関する施策を策定し、実施することが求められています。

加えて、今日の人権をめぐる状況は、いじめや児童虐待、ヘイトスピーチやインターネット上における誹謗中傷、差別的な書き込みなど人々の基本的人権が侵害される深刻な事態が続いており、人権教育・啓発の更なる推進が必要となっています。

そこで、市民一人一人が人権尊重の精神を育み、差別や偏見のない明るい社会の実現を目指して「三条市人権教育・啓発推進計画」を策定するものです。

(2) 計画の位置付け

この計画は、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条に基づき、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」、新潟県の「新潟県人権教育・啓発推進基本指針」及び「新潟県人権教育基本方針」の趣旨を三条市の人権施策に反映させ、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的として策定するものです。また、三条市における関係計画やプランとの整合性を図り、推進していきます。

(3) 計画の期間

計画期間は2019年を初年度として、2028年までの10年間とします。また、計画期間内でも、社会情勢等に応じて弾力的に見直すものとします。

2 策定の背景

(1) 国際的な動向

1945年（昭和20年）に、世界の平和と人権尊重のため、国際連合（以下「国連」という。）が設立され、第二次世界大戦で繰り返された数々の残忍な行為によって、多くの人々の人権が奪われた悲しい過去を反省

し、1948年（昭和23年）国連総会において、人権の国際的基準として「世界人権宣言」が採択されました。この宣言では、前文で「加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約」とし、この宣言を「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準」であるとしています。

それ以降、国連は世界人権宣言の理念を実効性のあるものとするため、「人権差別撤廃条約」、「国際人権規約」、「女子差別撤廃条約」、「児童の権利に関する条約」、「障害者権利条約」など多くの人権に関する条約・規約を採択してきました。また、女性や障がいのある人などの重要なテーマごとに「国際婦人年」、「国際障害者年」、「国際高齢者年」等の国際年を定め、それぞれの課題を解決するための取組が展開されました。しかし、こうした取組にもかかわらず、世界各地で戦争や迫害、差別などが発生し、これに伴う顕著な人権侵害、難民発生など深刻な問題が表面化しました。このことから、人権問題の解決に向けて取り組む気運が高まり、1993年（平成5年）、世界人権会議で「ウィーン宣言及び行動計画」が採択され、人権教育が重要であることが示されました。この会議では、全ての人権が普遍的であり、人権が国際的関心事であることが確認されるとともに、人権教育の必要性が強調され、これを受けて1994年（平成6年）には人権問題を総合的に調整する国連人権高等弁務官が創設されました。1995年（平成7年）から2004年（平成16年）までの10年間を「人権教育のための国連10年」とするとともに、加盟国を中心に人権尊重、差別撤廃に向けた取組が行われました。

その後、2004年（平成16年）には、国連総会において「人権教育のための世界プログラム」を開始する決議が採択されるなど、21世紀を「人権の世紀」とするための気運が更に高まりました。

（2）国・県の動き

我が国では、1947年（昭和22年）に施行された日本国憲法において、「基本的人権」を保障しており、この憲法の下「教育基本法」、「障害者基本法」、「高齢社会対策基本法」、「男女共同参画社会基本法」などの法律が施行され、各種施策が実施されてきました。

人権教育・啓発推進に関する動きとしては、「人権教育のための国連10年」に関する取組が挙げられます。1995年（平成7年）には内閣総理大臣を本部長とする「人権教育のための国連10年推進本部」が設置され、1997年（平成9年）には国内行動計画を策定しました。この行動計画の推進においてあらゆる場における人権教育の推進や、女性、子どもを始めとする重要課題への対応など、具体的な取組が示されました。

人権教育・啓発のより一層の推進を図るため、2000年（平成12年）に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行されました。この法律では、人権教育・啓発に関する国・地方公共団体及び国民の責務が明記され、地方公共団体に対しても、国と連携を図りつつ、地域の実情を踏まえた人権教育・人権啓発を推進するよう規定されました。これにより2002年（平成14年）に国の「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定されました。

その後、「犯罪被害者等基本法」（2005年）、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）」（2006年）、「青少年が安全に安心してインターネットが利用できる環境の整備等に関する法律」（2009年）、「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」（2009年）、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」（2012年）や、「児童虐待の防止等に関する法律」の改正、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」の改正や「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」など個別の人権関係法の整備や改正がなされています。

新潟県では「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行されたことに伴い、2004年（平成16年）に「新潟県人権教育・啓発推進基本指針」を策定し、県が取り組む人権教育・啓発の基本的な方向を示しました。そしてこの基本方針において「市町村においても人権教育・啓発推進法にのっとり、人権教育・啓発に積極的に取り組む責務がある」と明記されました。

2010年（平成22年）には「新潟県人権教育方針」を策定し、学校教育及び社会教育における人権教育の一層の推進と充実を図っています。

一方、我が国固有の人権問題である「同和問題」については、同和問題の早期解決を求める意識と運動の盛り上がりを背景に、1965年（昭和40年）に「同和対策審議会答申」が出され、1969年（昭和44年）に「同和対策事業特別措置法」が施行されて以来、同和地区に対する差別と偏見を排除し、生活環境の向上に向けた施策が進められました。これらの施策は2002年（平成14年）までの33年間実施されてきました。さらに、2016年（平成28年）には「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」が成立し、国及び地方公共団体の責務として、差別の解消を目指す相談体制の充実や、ともに連携を図り地域の実情に応じた施策の策定及び実施が規定されました。

（3）三条市の動き

三条市では、市民一人一人がお互いの人権を尊重する社会の実現を

目指し、人権尊重意識の啓発やいじめを含む人権侵害の未然防止、早期発見や的確な解決などを図れるよう環境整備に努めてきましたが、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律に規定された人権教育・啓発推進計画は未策定となっていました。

三条市では、男女共同参画社会の実現を図るため平成 17 年 12 月に三条市男女共同参画推進条例を制定し、これに基づく「三条市男女共同参画推進プラン」を平成 18 年 4 月にスタートさせ、平成 27 年には「第 2 次三条市男女共同参画推進プラン」を策定し、プランに沿って女性職員の管理職登用や男女を通じたワーク・ライフ・バランスの推進を行っています。

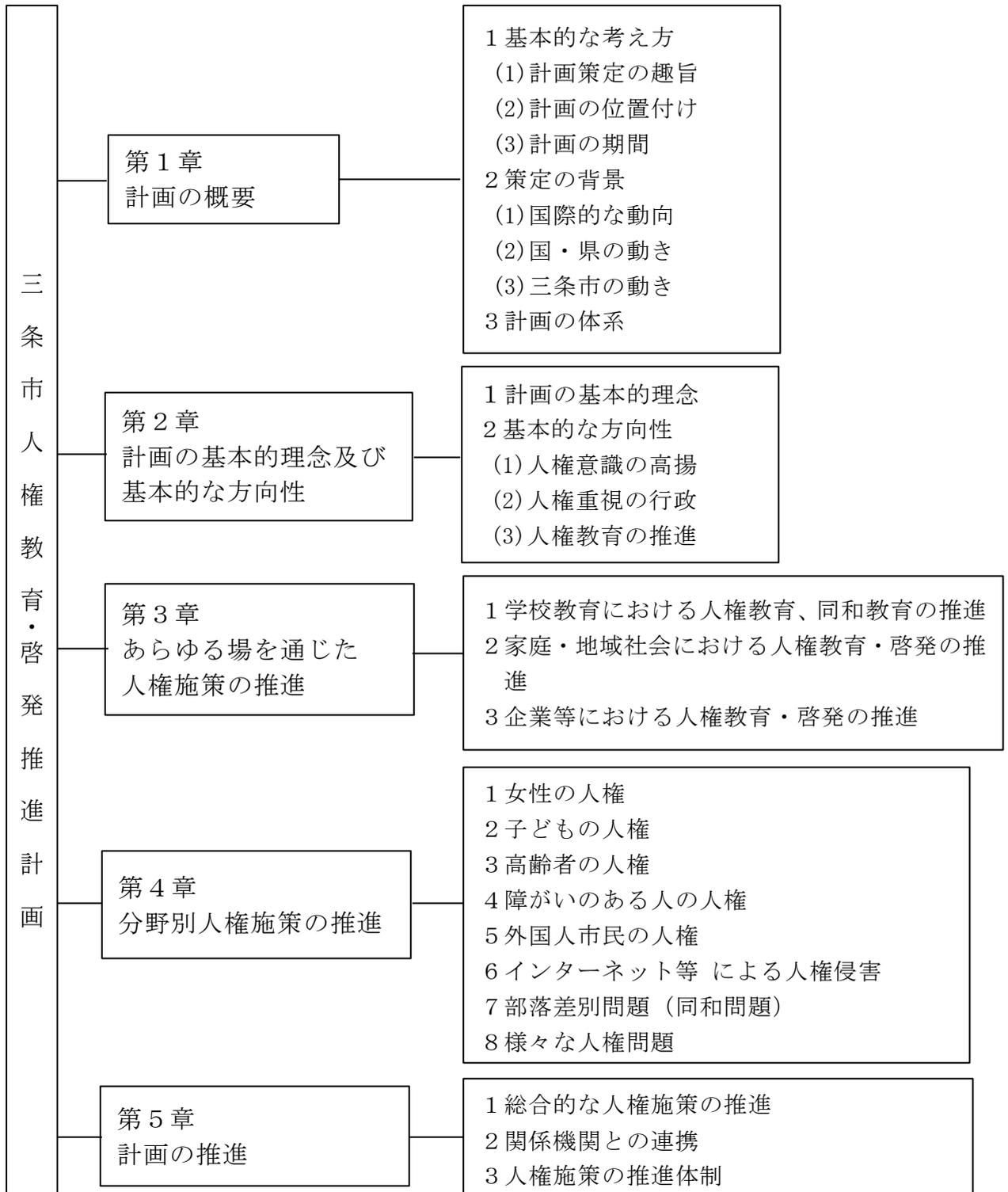
また、地域共生社会の実現に向けた取組を推進し、生涯にわたり住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるまちの実現を目指す「三条市高齢者福祉計画・第 7 期介護保険事業計画」、「安心して子育てを楽しむことができ、子ども・若者の笑顔があふれるまち」の実現に向け「すまいる子ども・若者プラン」、また、障がいのある人もない人も、障がい福祉施策を推進するために「共に歩み、共に創り、共に支え合う地域共生社会の実現」を基本理念に掲げ、「第 2 期三条市障がい者計画」、「第 5 期三条市障がい福祉計画」、「第 1 期三条市障がい児福祉計画」を策定してきました。それぞれの課題に対する人権相談活動を関係機関と連携して行い、また各種研修会や講演会等を実施し啓発活動を行ってきました。

また、学校教育では「三条市学校教育の重点」に基づき、人権教育、同和教育の充実を図ることを通して、共生の土壌を培い、子どもたちが心身ともに健やかに成長できるよう教育環境づくりに取り組み、家庭・地域と連携し地域教育力を強化してきました。

このように、これまでも三条市では、女性や高齢者、子ども、障がいのある人などの人権問題解決をするため、各施策の中で相談、啓発活動に努めてきましたが、現在の人権問題はそれぞれの課題が複雑かつ多様化していることから、人権教育・啓発を総合的かつ効果的に行うために、「三条市人権教育・啓発推進計画」を策定することとしました。

第1章 計画の概要

3 計画の体系



第2章 計画の基本的理念及び基本的な方向性

1 計画の基本的理念

人権とは、人種や民族、性別を超えて、誰にでも認められる基本的な権利であり、私たちが幸せに生きるための権利です。

全ての人の人権を尊重し、また尊重される明るい社会を築くためには、市民自らがその大切さに気づき、人権尊重社会の実現のために行動することが大切です。

しかしながら、平成30年度県民アンケート調査報告書や平成30年度男女共同参画に関する市民意識調査からも、私たちの周りには、女性に対する差別、子どもや高齢者へのいじめの問題、障がいのある人に対する誤解や偏見、情報化社会での人権侵害、同和問題など様々な問題が存在しています。

このような問題の解消に向け、私たちの日常生活がいかに関わっているか、また、全ての人権問題が自分と無関係でなく、自分自身に関わる問題であることを認識し、市民一人一人が自らの課題として行動に移せることを目標とした人権教育・啓発を実施するための基本計画を策定し、人権尊重社会の構築を目指すことを基本理念とします。

全ての市民が大切な人として尊重されるためには、真に人権が尊重される社会を市民と行政が一緒になって築いていこうとする努力が大切です。その実現のために市民一人一人が自ら人権意識を高め、互いに人権を尊重する輪を広げることを目指します。

2 基本的な方向性

基本理念に向けて、人権施策の基本的な方向性として、次の3つのあるべき姿を目標として、その実現のための取組を進めます。

(1) 人権意識の高揚

人権が尊重された社会を目指し、一人一人が人間の尊厳の大切さを認識していくために、学校、家庭、職場、地域社会のあらゆる場面で人権尊重の視点を取り入れられるよう、広く市民に対して人権に関する正しい情報の広報・啓発を行い、一人一人の人権に対する意識が深まるよう努めます。

(2) 人権重視の行政

人権が尊重された社会を築くために、行政におけるあらゆる分野の施策について人権尊重の視点を重視して推進していきます。

(3) 人権教育の推進

市民が互いの人権を尊重し支え合うよう、一人一人が人権の主体であるとともに、人権問題を自らの問題として捉え、人権尊重社会の担い手となるよう、人権問題について正しい理解と認識を育てる人権教育を行います。

第3章 あらゆる場を通じた人権施策の推進

1 学校教育における人権教育、同和教育の推進

(1) 現状と課題

学校は、児童生徒が一人一人の人間として人権が尊重され、学習を通じて自らの個性や能力を育むための場です。そのために学校教育においては、多様な人々との交流を設け、子ども、高齢者、障がいのある人、同和問題、外国人などに対するあらゆる差別や偏見をなくすことを目的とした人権教育、同和教育を推進し、体験活動ができる学習機会を充実することが望まれます。そのために、全市立学校で教育計画に人権教育、同和教育を位置付け、充実を図るとともに教職員の指導力の向上を図ってきました。

近年の子どもを取り巻く環境は大きく変化しており、インターネットの普及によりいじめの問題は複雑化しています。いじめや虐待などの子どもの人権侵害の防止と早期発見・迅速な解決に向けて、学校と関係機関が連携した取組が定着し、重大事案に発展することを未然に防ぐなど、成果が現れてきています。

しかし、学校の現場においては、いじめなどの人権問題が依然として存在し、児童生徒に人権尊重の精神が十分に育っているとは言えない状況が見受けられます。これを改善するためには、教職員自身が人権尊重の理念について深く理解し、人権感覚を磨き指導力を高めるよう研修を一層充実させることが必要です。

また、学校の教育活動を通じて様々な人権課題の解決に向けた取組の充実を図ることが必要です。

(2) 施策の方向性

子ども一人一人が、自他の人権を守り、自らの人権を行使していけるように、「児童の権利に関する条約」などを踏まえた人権教育、同和教育を推進します。特に子どもがより納得できる、心に染み入る人権教育、同和教育となるよう、教職員の指導力を向上させる施策を展開します。

また、いじめや暴力行為などへの即時対応や未然防止、虐待の早期発見などに各学校が取り組むとともに、いじめの積極的な認知を徹底するよう努め、学校間の連携や学校、地域、家庭、関係機関との連携を強化します。

(3) 施策の推進

- ア 差別やいじめ・不登校など、困っている子どもについて、その背景をしっかりと把握し解消を図るため、「かかわる同和教育」を各学校で行います。
- イ 児童生徒の発達段階に応じ、学校の教育活動全体を通じて人権教育、同和教育を推進します。そのため、いじめ防止対策推進法を踏まえ、市で策定した「いじめ防止等の基本的な方針」や学校で策定した「いじめ防止基本方針」を随時点検し、見直す措置を講じていきます。
- ウ 道徳教育や人権教育、体験活動や地域ボランティア活動の参加など心を豊かにする取組を推進していきます。
- エ 各種研修会の充実を図り、学校教育の担い手である教職員一人一人の人権意識を高めるとともに指導力の向上を目指します。

2 家庭・地域社会における人権教育・啓発の推進

(1) 現状と課題

家庭は、全ての教育の出発点であり、家庭での触れ合いを通じ人間形成の基礎を育む重要な役割を担っています。近年、核家族化の進行により、子育てが孤立し、育児ストレスや過保護、行き過ぎた放任などといった現状も見られ、家庭における教育の低下が指摘されています。

また、家庭内においては、子どもの人権問題以外に、高齢者への介護放棄、配偶者によるドメスティック・バイオレンス（DV）〈※〉など様々な人権問題が生じており、家庭の機能の維持・充実を図る必要があります。

平成30年度男女共同参画に関する市民意識調査からも、女性の人権を守るために男女共に、働きながら家事や育児、介護などができる環境を充実することが望まれ、子育てや家事、介護などについて、固定的な役割分担にとらわれることなく、男女が共に協力し合える男女共同参画社会の実現に向けた家庭づくりのための啓発活動が必要です。そして、子育てや家事、介護などについて不安や悩みに関する相談体制の充実も必要となります。

一方で、地域社会は、交流の場、また社会の構成員としての自立を

促進する場として、人権意識を高揚・定着させる上でとても重要な役割を担っています。しかし、地域の中での人のつながりが希薄になってきているという現状もあり、地域住民の相互理解を深めるため、様々な人との交流を図り、地域全体で、互いを支え合う体制づくりが必要です。

このようなことから、家庭・地域社会において、全ての人々が互いに尊重し合い、共に生きがいを持って豊かに暮らせる環境を作るとともに、あらゆる人権の尊重を基盤とした家庭教育や社会教育を一層充実させることが重要です。

(2) 施策の方向性

地域社会の基本となる家庭は、人権教育の出発点であり、子どもの人間形成の基礎を育む上で基本的かつ重要な役割を果たしています。また、地域社会は市民一人一人がお互いの人権を尊重する意識を育む役割があります。そのため、地域、学校、行政が連携・協働して、家庭と地域社会における人権に関する学習機会や情報の提供などに努めます。

(3) 施策の推進

ア 様々な人権問題の現状と課題、なぜそれらの問題が存在するか正しい知識を市民一人一人が持つとともに、人権についての正しい理解を深め、互いの人権を尊重した行動がとれるよう、自治会などの地域組織や関係機関と連携し、効果的な広報や啓発活動の充実を図ります。

イ 家族が共に正しい人権意識を身に付けられるよう、学校教育、社会教育、各種相談事業と連携を深め、家庭教育の支援と人権に関する情報の提供に努めます。

※ ドメスティック・バイオレンス（DV）

配偶者や恋人など親密な関係にある者の間で行われる暴力をいう。暴力には身体的暴力だけではなく、言葉や威嚇などによる精神的暴力、人との付き合いを制限する社会的暴力、生活費を渡さないなどの経済的暴力、性行為の強要などの性的暴力、子どもを巻き込む暴力を含みます。

3 企業等における人権教育・啓発の推進

(1) 現状と課題

企業は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚し、人権尊重の理念に基づいて、働く一人一人の人権が尊重される職場づくりと、全ての人の人権が尊重される住みよい社会づくりに努めることが求められています。

男女共同参画に関する市民意識調査の中では、女性や障がいのある人の就労や雇用において不利があるという割合が高くなっており、職場では、セクシャル・ハラスメント（※1）やパワー・ハラスメント（※2）などの人権侵害がいまだに見受けられ、企業は多くの人権問題を抱えています。これらを踏まえ、企業等事業所における雇用と昇進の機会均等の保障、年齢による差別的扱いの禁止、障がいのある人の雇用拡大などに努めるとともに、差別のない人権が尊重される職場づくりと豊かな社会づくりを推進できるよう、企業等事業所がより一層の人権教育・啓発に取り組み、誰もが生き生きと働くことができるよう人権意識の高揚を図っていくための環境づくりを進めることが重要です。

市職員は、一人一人が常に人権尊重の視点に立って日常業務を行ってきましたが、社会情勢の変化に伴って、人権問題は複雑化・深刻化していることから、職員への意識の高揚と啓発を推進し、市民に対して人権の視点からこれまで以上に対応できる職員の育成が求められています。

(2) 施策の方向性

- ア 雇用や就労におけるあらゆる差別の解消や、誰もが生き生きと働くことができるよう人権意識の高揚に向け、積極的に企業などへの人権啓発を図ります。
- イ 経営者や人事担当者などが人権問題について正しい認識と理解を深め、人権に配慮した適正な対応が図れるよう、ハローワークや商工会議所など関係機関と連携し、啓発に努めます。
- ウ 市職員は、常に人権尊重の視点に立って、公平な市民サービスを提供するとともに、あらゆる人権問題について、正しく理解し、率先して差別や偏見の解消に努めることが求められています。そのため、職員一人一人が、高い人権意識を身に付けた上で人権に配慮した職務を実践していけるように、意識の高揚と啓発に努めます。

(3) 施策の推進

ア 人権尊重に基づいた快適な職場環境が整備されるよう企業等事業所の研修について関係機関（ハローワークや商工会議所など）と連携しながら適切な指導・助言に努め、人権意識の高揚に努めます。

イ 企業等事業所の人権問題の解決に果たす社会的役割と責任は重要であり、企業等事業所の自発的な人権教育・啓発を支援し、充実を図ります。

特に、女性の固定的な役割を無くすため男女共同参画社会の意識を高め、また、公正な採用や職員配置等、人権に関わる周知を図ります。

ウ 女性・高齢者・障がいのある人・外国人等全ての人々の就職の機会均等を保障し、働きやすい職場環境を実現するために、「男女雇用機会均等法」、「障害者雇用促進法」、「高齢者雇用安定法」などの労働関係法の周知を図ります。

エ 市は、職員一人一人が高い人権意識の醸成を図れるよう、より効果的な研修や情報提供に努めます。

※1 セクシャル・ハラスメント

相手の意に反した性的な言動のことで、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的な噂の流布、多くの人の目に触れる場所へのわいせつな写真の掲示など、様々なものが含まれます。

※2 パワー・ハラスメント

職務上の地位や人間関係など職場内での優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為をいいます。

第4章 分野別人権施策の推進

1 女性の人権

(1) 現状と課題

国は、男女共同参画社会の実現を最重要課題と位置付け、1999年（平成11年）に「男女共同参画社会基本法」を施行するとともに、あらゆる分野における男女共同参画社会の実現に向けた施策に取り組んでいます。

特に、職業生活の分野における男女共同参画を重点的に推進するため、2015年（平成27年）に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」を施行し、地方公共団体や女性の活躍推進に向けた数値目標を盛り込んだ行動計画の策定を求める等の取組を進めています。

本市では、2005年（平成17年）に「三条市男女共同参画推進条例」を施行し、基本理念と市民、事業者、市の責務を明確にするとともに、条例に定める基本計画「第2次三条市男女共同参画推進プラン」に基づいて、市民や関係課との連携・協働により男女共同参画社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進しています。

しかし、平成30年度男女共同参画に関する市民意識調査では、平成26年度の調査と比較すると、「男は仕事、女は家庭を中心にする方がよい」では「どちらかといえば反対」が7.9ポイント減少していますが、「職場での性別の差別」では、「幹部職員への登用」が7.2ポイント、「女性は結婚したり子どもが生まれたりすると勤めにくい」が6.1ポイント増加していることから、いまだに性別で役割を固定的に捉える意識が根強く、学校、地域、家庭、職場などの様々な場で男女共同参画意識を浸透させることが課題です。

また、ドメスティック・バイオレンス（DV）は家庭内暴力だけでなくその中で育った子どもへも身体的・精神的に影響を及ぼし、自尊感情が低下するなどのPTSD（心的外傷後ストレス障害）の疾病を抱えることが多く、医学的・心理的な援助が必要とされます。

このようにDVは配偶者のみならず、その子どもにも影響を及ぼすことにも配慮した対応が求められます。

(2) 施策の方向性

- ア 性別での役割を固定的に捉える意識の解消と、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス〈※〉）を推進していくことで、男性と

女性が互いにその人権を尊重しながら責任を分かち合い、あらゆる分野で男性と女性が共に個性と能力を十分に発揮できるまちづくりに、より一層積極的に取り組みます。

イ 家事や子育てなど生活に密着している人の参画意識は、ある程度成果が得られましたが、それ以外の人に対して男性参画を促すために、確実に行き渡る啓発活動を行います。

ウ DVを始めとする女性に対する暴力を根絶するため、DV被害者支援及びDV防止の意識啓発に取り組むとともに、関係機関や民間支援団体と連携して早期発見に努めます。

エ 男女共同参画社会を形成するために、市職員の意識啓発を図り、本市の全庁的な推進体制を充実し、市民を始め企業や関係機関、関係団体などと連携して推進します。

(3) 施策の推進

ア あらゆる分野に根強く残る性別で役割を固定的に捉える意識を解消していくため、「男女共同参画推進プラン」に沿って事業を進めるとともに、啓発活動を推進します。

イ 学齢期から男女共同参画に対する意識を深めるための取組を行い、男女の区別のない家事や子育ての関わり方を促すなど、啓発活動を強化します。

ウ DVやセクシャル・ハラスメント、女性に対するあらゆる暴力を根絶するための教育及び啓発を推進します。

エ 男女が共に働きやすい職場環境が確保され、子育て、家庭生活、地域活動を担うことができるように、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）や子育ての支援策を企業などと連携して推進します。

オ 市職員の意識啓発のための研修を行なうとともに、男女問わない管理職への登用を推進します。また、政策方針決定過程への女性参画拡大のため、三条市の審議会・委員会など女性の登用を進めます。

※ ワーク・ライフ・バランス

一人一人がやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できることをいいます。

第4章 分野別人権施策の推進

2 子どもの人権

(1) 現状と課題

子どもが心身ともに健やかに成長することは、親にとってこれに勝ることのない喜びです。日本における児童に関する施策の動向としては、1947年（昭和22年）に「児童福祉法」、1951年（昭和26年）には「児童憲章」が定められるなど、子どもの権利を保障する基本的な法制度が整備され、国連総会において採択された「児童の権利に関する条約」についても、1994年（平成6年）に批准しました。

本市では、2012年（平成24年）に、「子ども・子育て支援法」が新たに制定されたことを受け、子ども・若者・子育て支援に関する総合的な計画として、「子ども・子育て支援事業計画」に「次世代育成支援行動計画」「子ども・若者計画」「母子保健計画」の3つの計画を包含した「すまいる子ども・若者プラン」を2015年（平成27年）に策定し、保育所の整備や子育て拠点施設の設置、子ども・若者総合サポートシステムの充実などの子育て支援施策を推進してきました。

しかし、核家族化等の進行により、家庭において祖父母などから子育てに対する協力を得られにくい状況や、地域社会の結びつきの希薄化が進んでいる現状において、子育てで孤立し、身近に相談できる相手を持たずに悩む親が増え、さらには育児ストレスや過保護、行き過ぎた放任などが虐待につながる場合があります。また、被虐待及び発達障がいにより特別な支援を要する子どもは年々増加していることから、今後も早期発見、早期対応及び継続的な支援をきめ細やかに行っていく必要があります。

(2) 施策の方向性

市民、地域、関係団体や企業等と行政が一体となって、「安心して子育てを楽しむことができ、子ども・若者の笑顔があふれるまち」の形成を目指します。また、目標の実現に向けて、子どもや子育て家庭に対して妊娠期から若者の就労・自立に至るまで、「ライフステージに応じた総合的で一貫した子育て支援」を基本理念とし、施策を展開します。

(3) 施策の推進

ア 子どもが教育・保育施設等で質の高い教育・保育が受けられ、就学

後においても、放課後等に安心して過ごせる居場所を創出します。

イ 多様な働き方に対応するため、保育サービスの拡充、出産のために退職した女性の再就職支援や働きやすい職場環境の充実を促進します。加えて、家事や子育てに関しては、依然として女性への負担が大きいことから、男性の家事、子育てへの参加を促進します。

ウ 被虐待、発達障がいを含む全ての障がい、不登校、ひきこもりなど、悩みを抱える子ども・若者に対する支援を推進します。

エ 子ども・若者の最善の利益を尊重し、社会全体で子ども・若者・子育て家庭を支えるまちづくりを推進するとともに、地域の安全・安心の確保を図ります。

オ 学校では、同和教育を中核とした人権教育を推進し、「差別を見抜き、差別をなくそうとする児童生徒を育てる教育」の充実を図ります。また、いじめ防止に向けて道徳教育や人権教育、体験活動や地域ボランティア活動など心を豊かにする取組を推進し、学校、家庭、地域が連携して、いじめ根絶に向けた啓発活動を実施します。

第4章 分野別人権施策の推進

3 高齢者の人権

(1) 現状と課題

我が国では、少子高齢化、人口減少が進行する一方、団塊の世代が75歳以上となることに伴い後期高齢者人口については、今後も急速な増加が見込まれています。こうした中で、介護を社会全体で支えることを目指し、2000年（平成12年）から「介護保険制度」が導入されました。また、民法改正による成年後見制度の実施や高齢者虐待防止に向けた法律の施行など、高齢者への支援体制は拡充しています。さらに、医療、介護、自立した日常生活の支援を一体的に提供する「地域包括ケアシステム」推進していくため、2017年（平成29年）に「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」の公布により、介護保険法、医療法、社会福祉法等の関係法律が改正されました。

「三条市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画」では、三条市の高齢者人口は、2021年（平成33年）まで増加を続け、その後は減少に転じるものの、75歳以上の後期高齢者人口は2030年（平成42年）まで増加し続ける見込みです。また、一人暮らし高齢者、高齢者のみ世帯及び認知症高齢者も増加していきます。

平成29年4月に実施した「三条市高齢者実態調査」からは、高齢者のうち約6割が、高齢により日々の生活を営む上で支援や介護が必要になったとしても、住み慣れた地域で暮らし続けたいと願っています。一方、日常生活に不安を感じる高齢者が多くいることがうかがえます。

これらのことから、高齢者が生き生きと暮らせるよう、これまで培った知識と経験をいかして、社会参加できる機会の確保や世代間の交流を進め、高齢者自ら社会の発展に寄与できるような仕組みづくりが必要です。また、高齢者が、安心して自立した生活を送ることができるよう福祉サービスを拡充するとともに、高齢者が敬愛され生きがいをもって生活できるように高齢者の人権に関する広報・啓発活動を充実することが必要です。

また、少子化や核家族化などの社会環境の変化により、家族での介護機能の低下や、介護者の身体的・精神的・経済的負担も増大しています。そのため、介護保険制度の円滑な実施はもとよりと介護予防・生活支援の取組を強化するとともに、更に高齢者の自立支援を推進することが求められています。

(2) 施策の方向性

在宅医療・介護の連携を始め、健康づくり・介護予防、生活支援、認知症の人への支援、高齢者の権利擁護など、多様なサービスや支援を必要に応じて受けることができる「地域包括ケアシステム構築」の推進に努めていきます。

(3) 施策の推進

ア 支援や介護が必要になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、「地域包括ケアシステム」を構築するための推進体制の更なる強化を図ります。

また、その推進に当たり、住民が地域づくりに主体的に取り組む体制づくりや、多様で複合的な課題の相談を受け、適切な支援につながる体制づくりを進め、地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制を構築します。

イ いつまでも在宅で安心して暮らし続けることができるようにするため、在宅生活を支える多職種連携により限られた医療資源を補完し、切れ目のない効率的・効果的なケアを提供する体制を更に強化していきます。

ウ 一人暮らし、高齢者のみ世帯の増加に対応し、日常生活の支援が必要な高齢者が住み慣れた地域で安心して在宅生活を継続していくため、地域住民同士の支え合いを基本としつつ、必要な支援を受けることができるよう、重層的な支援体制を整備します。

エ 要介護状態の予防や悪化を防止するため、生きがいを持ち活動的に生活を営むことができる環境整備や地域づくりを推進し、高齢者等の生活機能全体の向上を図ります。

オ 「認知症になっても暮らしやすい三条市」を目指し、認知症の容態に応じて適時、適切な医療や介護等につながるための支援体制を整備するとともに、認知症の方の介護者への支援の充実を図ります。
また、地域全体で認知症の方を見守る地域づくりを進めます。

第4章 分野別人権施策の推進

4 障がいのある人の人権

(1) 現状と課題

国においては、2004年（平成16年）12月の発達障害者支援法の成立で障がいの範囲が大きく広がり、2011年（平成23年）6月の「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」の成立、同年8月「障害者基本法」の改正、翌2012年（平成24年）6月の「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」の成立、さらに2013年（平成25年）6月の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の成立を経て、障がいを理由とする差別等の権利侵害行為を禁止するとともに、社会的障壁の除去を怠ることによる権利侵害（合理的配慮の不提供）の防止が定められました。

これらの一連の法整備を経て、2014年（平成26年）1月に障がいに基づくあらゆる差別を禁止した国連の「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」が批准されました。

本市では、こうした動きを踏まえ、地域の課題に対応した障がい者支援施策を生涯にわたって切れ目なく着実に進めていくために、2018年（平成30年）に「第2期三条市障がい者計画・第5期三条市障がい福祉計画・第1期三条市障がい児福祉計画」の3つの計画を一体のものとして策定しました。障がいのあるなしにかかわらず、地域に暮らす全ての人がいきいきと日常生活や社会生活を営むことができるよう、一人一人が相互に尊重し、支え合う社会の形成が求められています。そのためには、障がい者やその家族などからの相談を受け、障がいサービス等の利用を支援する相談支援体制の充実や、住み慣れた場所で安心して自立した地域生活が送れるような支援体制の整備が必要です。また、障がい者の働く環境・業務と雇用する企業とのマッチングの機会を設け、新たな就労の場が必要です。そして、地域社会の中で安心して生活し社会の一員として自立していくため、建物や道路などのバリアフリー化などのハード面の整備や、保健・福祉サービスなどのソフト面の充実とともに、障がいのある人への理解の促進を図る必要があります。

(2) 施策の方向性

障がいのあるなしにかかわらず、地域に暮らす全ての人がいきいきと日常生活や社会生活を営むことができるよう、一人一人が相互に尊

重し、支え合う社会の形成が求められ、また、障がい者やその家族などに関わる様々な分野にわたる生活課題等を解決する地域共生サービスへの取組が進められています。「第2期三条市障がい者計画・第5期三条市障がい福祉計画・第1期三条市障がい児福祉計画」では、「共に歩み 共に創り 共に支え合う地域共生社会の実現」を基本理念としています。この基本理念を目指して、これからの障がい福祉施策の推進に努めていきます。

(3) 施策の推進

ア 障がい者が地域で生活するために、障がい者やその家族などからの相談を受け、障がい福祉サービス等の利用に関する相談支援体制の充実が必要であるため、相談支援事業の体制強化のための支援策の充実を図ります。また、地域における相談支援の中核的な役割を担う、基幹相談支援センターの設置に向けた取組の推進、権利擁護支援、成年後見制度等の利用を促進します。

イ 障がい福祉サービスを必要とする障がい者は年々増加傾向にあり、その中でも重度・中度の障がいのある人の受け皿である、福祉サービス事業所の整備拡充に努めます。また、家族の高齢化、障がい者の単身化・高齢化への対応として、介護保険制度との連携強化を図ります。

ウ 障がいがある人がその能力と適性に応じて就労することは、障がいのある人の地域社会における自立と社会参加を実現する上で最も重要なことの一つです。障がい者就労の企業への理解促進を図るため、啓発や交付金を活用した社会参加活動を促進します。

また、工賃アップのための取組、福祉的就労施設の整備促進、企業と福祉のネットワークの構築・充実を図ります。

エ 障がいのある人への差別や偏見をなくすため、リーフレットやポスター、ホームページによる効果的な広報・啓発を行います。

※ 「障がい」の表記方法について

「障害」の「害」の表記については、否定的で負のイメージがあることから、法律名、団体名などの固有名詞を除き、「障がい」と平仮名で表記することとします。

第4章 分野別人権施策の推進

5 外国人市民の人権

(1) 現状と課題

我が国は、歴史的にも地理的にもヨーロッパ、アメリカや他の国々と比較して外国人との交流経験が少なく、言葉の違いや価値観、歴史観などの違いによる差別意識や偏見が見られます。相互理解が十分でないことなどから、外国人に対する入店・入居差別、就労に関する不利な扱いなど、様々な人権問題が発生しています。

さらに、特定の民族や国籍の人々を排除する差別的言動、いわゆるヘイトスピーチの問題も生じています。こうした行動は、人としての尊厳を傷つけたり、差別意識を生じさせたりすることになりかねません。このような状況のなか、2016年（平成28年）に「本邦外国出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」が施行されました。

国際化がますます進展している今日、言動・宗教・文化・習慣等の違いを超え、互いの文化を認め合い、生活習慣等を理解・尊重し、地域住民と共に生きていく地域づくりが求められています。

今日の日本には、経済や文化など各方面で大切な役割を担う多くの外国人が暮らしています。日本の生活習慣を理解してもらうとともに、あらゆる文化を尊重し、その多様性を受け入れることが求められています。

三条市では、結婚や就労により平成31年2月末現在577人の外国人の方が居住しています。国籍別に見ると中国が27.0%、ベトナムが23.6%、フィリピンが21.0%と続いており、その他の国々も含めてアジア各国の合計が92.5%を占めています。平成30年度男女共同参画市民意識調査で、12%の方が外国人の人権が尊重されていないと感じています。

そのため、外国人が安心して生活ができるよう、互いに理解し合い、共生していくための取組や啓発を推進することが重要になります。国際化にふさわしい人権意識を育み、外国語による情報提供や交流事業の活性化に努め、人権に配慮した施策の推進が求められています。

(2) 施策の方向性

ア 言葉の壁や文化、習慣の違いによる生活上の困難が大きい外国人市民に対し、日常生活の支援などを行うとともに、多文化共生社会

の実現に向けた地域社会への参画を促進する体制を整備します。

イ 市民協働による国際交流を促進するため、民間交流団体や支援団体などの関係機関との連携を強化します。

(3) 施策の推進

ア 外国人市民に対する偏見や差別などあらゆる人権問題を解消するため、リーフレットやポスター、ホームページによる効果的な広報・啓発を行います。

イ 外国人市民との交流イベントなどを開催することにより、市民の国際感覚の醸成と異文化への理解を深めるとともに、外国人市民が地域社会の一員として参加できる多様な機会の提供と多文化共生による魅力的な地域づくりに努めます。

ウ 市立学校に在籍している帰国・外国籍児童生徒などに対して、学習や生活への不安を解消できるよう日本語支援指導員の配置や国際交流員を活用した交流・合同学習会を実施します。

エ 市民と協働して友好都市との交流を行い友好関係を強化するとともに、小中学生を友好都市に派遣し交流を通じて国際性豊かな青少年の育成を図ります。

第4章 分野別人権施策の推進

6 インターネット等による人権侵害

(1) 現状と課題

近年、高度情報化社会（IT 社会）が急速に発展し、インターネット等の普及は利用者に大きな利便性をもたらし、今や日常生活に不可欠なものとなっています。一方、匿名性があり情報発信が簡単にできることから、他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現の掲載などの人権に関する様々な問題が生じています。2016年（平成28年）12月「部落差別解消推進法」が施行されましたが、その背景には鳥取ループ・示現舎の「全国部落調査・復刻版」が発行され、部落名等の情報がインターネット上に拡散されたことが発端でした。一旦、ネット上に掲載されると、被害は急速に拡大し、これを削除することは極めて困難です。また、インターネットを通じて大量の個人情報が流出するなどの事件が頻発しており、プライバシーに関する不安も高まっています。

こうした状況を考慮し、国は2002年（平成14年）に「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）」、2005年（平成17年）に「個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）」を施行するなど、様々な対策を講じています。しかしながら、依然として解決すべき課題が多く存在しています。

また、学校においては児童生徒へネットトラブル防止などの学習を進めてきました。しかし、誹謗中傷する内容の書き込み等のトラブルやいじめに発展する事案が発生しています。

平成30年度男女共同参画に関する市民意識調査では、「どのような分野で人権問題があると思うか」の問いで、「インターネットによる人権侵害」が全体の54.1%と最も高くなっています。

次々と提供される新たな情報サービスを悪用した人権侵害など、手段も多様化しており、インターネットによる人権侵害や犯罪は依然として後を絶ちません。

インターネットは、あらゆる情報の送受信手段として、良くも悪くも利用されるため、法的措置を含めた対応の周知と併せて、市民一人一人が人権問題に対する正しい理解と認識の下、人権侵害をするような利用をしないよう意識を高めていくことが課題となっています。

(2) 施策の方向性

プライバシー保護や人権の尊重に関する正しい理解を深めるよう、関係機関と連携を図りながら、啓発活動を推進します。

(3) 施策の推進

ア インターネット等を使った人権侵害の理解を深めるため、リーフレットの配布やホームページによる効果的な広報・啓発を行います。

イ インターネット等を介した問題や事件に巻き込まれないようにするため、ネットトラブル防止に向けた講演会や教職員の研修会を行います。

ウ インターネットによる人権侵害の事実を確認した場合は、法務局などの関係機関と連携し、適切な対応に努めます。

第4章 分野別人権施策の推進

7 部落差別問題（同和問題）

（1）現状と課題

同和問題は、我が国固有の問題で歴史的背景の中で作られた身分階層構造に基づく差別です。同和地区とよばれる特定の地域の出身者であることで、今もなお就職や結婚など様々な局面で差別を受けるなど、基本的人権が侵害されている重大な人権問題です。

1965年（昭和40年）の「同和対策審議会」の答申において、同和問題は「人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権に関わる課題」であり、「その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題」との基本的な認識が示されました。これを契機に1969年（昭和44年）に「同和対策事業特別措置法」が施行され、その後も立法措置や改正法により、同和地区の生活環境の改善、社会福祉の増進、産業の振興、職業の安定、教育の充実、啓発などの諸施策が実施されてきました。1997年（平成9年）の「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の改正により、同和地区や同和地区関係者に対象を限定してきた特別対策は、基本的に終了し、通常の一般対策として講じられています。

しかしながら、社会意識としての心理的差別は結婚差別を中心に依然として存在しており、インターネットを悪用して掲示板サイトへ書き込みが行われるなど人権侵害が起きています。こういう状況の中で、2016年（平成28年）には「部落差別解消推進法」が成立し、国及び地方公共団体の責務として、差別解消を目指す相談体制の充実や、共に連携を図り地域の実情に応じた施策を策定し実施することとなりました。

学校教育においては「新潟県人権教育基本指針」に基づき、人権に関する理解を深め、全ての人々の人権を尊重し、互いの大切さを認め合う態度や行動力を児童生徒に身に付けさせる教育を推進するとともに、教職員の研修を通して指導力の向上を図ってきました。

第三者による戸籍等の不正取得抑止について、結婚相手の身元調査などをするため戸籍謄本を不正に取得するという事件も発生していることから、三条市では平成31年3月から「住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度」を導入していますが、より一層の利用促進に努める必要があります。

また、平成30年度男女共同参画に関する市民意識調査で、「どのよ

うな分野で人権問題があると思うか」の問いで、「同和問題」が全体の6.3%の割合でした。少数であっても、現在も取り残されている心理的差別に対し、正しい認識と理解を深めるため、同和問題を重要な人権問題として積極的に人権啓発を推進していくことが求められています。

(2) 施策の方向性

- ア 人権が尊重される差別のない社会を目指して、同和問題に関する差別的意識解消のための市民への教育・啓発の充実を図ります。
- イ 同和問題に対する正しい理解と認識を深めていくために、市職員の意識の啓発に努めるとともに、教職員の研修を充実します。
- ウ 証明書の不正請求、不正取得を抑制し、個人の人権やプライバシーを守るため「住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度」の利用促進に努めます。

(3) 施策の推進

- ア 人権が尊重される差別のない社会を目指して、同和問題を正しく理解し差別の解消に向けた取組として、リーフレットやポスター、ホームページによる効果的な広報・啓発を行います。
- イ 市職員の正しい認識と理解を深めるよう、より効果的な各種研修会や講演会等への研修機会の充実に努めます。
また、同和問題の経緯等を踏まえ、教育課題を明確にしていく中で、差別を許さない明るい社会の実現を目指す教育を推進します。また、教職員の資質と指導力の向上を図るため、人権教育研修、同和教育研修を充実します。
- ウ 「住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度」の周知を図り、登録者数の増加に努めます。

第4章 分野別人権施策の推進

8 様々な人権問題

(1) 感染症患者等の人権

医学の進歩や衛生水準の向上により、多くの感染症が克服されてきた一方、今もH I V（※）やハンセン病などに対する正しい知識や理解が不十分なことによる患者や元患者、家族への誤解や偏見、差別が依然として残っています。

H I Vの主な感染経路は、「性的接触による感染」「血液による感染」「母子感染」の3つですが、感染力が弱く、学校や職場、近所付き合いなどの日常的な接触では感染することはありません。しかしながら、医療の拒否、入学や就職を拒否されるなどの人権問題が発生しています。

ハンセン病は、らい菌による感染症です。患者の末梢神経や皮膚を侵す病気ですが、感染力は弱く、発病することは大変まれで、早期に発見し、治療すれば後遺症が残ることはありません。

以前、我が国ではハンセン病に関する人権問題は長く、誤った知識や情報などにより、長期間にわたり強制隔離政策が採られてきました。そのため、発病した患者の外見上の特徴から特殊な病気として扱われたことなどから、「うつりやすく恐ろしい病気」という間違ったイメージが定着しました。

このような感染症について、その治療法や予防法、感染の仕組みに関する正しい理解がいまだに不十分なことから、感染症の患者やその家族等への差別、偏見、プライバシーの侵害などの人権問題が起きています。これらを解消するためには、正しい知識と理解を深めていくことが必要です。

※ H I V

ヒト免疫不全ウィルスのこと。H I Vに感染しておこる病気をエイズといい、感染後、適切な治療を受けないと、免疫力が低下して、悪性疾患を引き起こしたりします。

(2) 北朝鮮当局による拉致問題等

北朝鮮による拉致問題は、深刻な人権侵害であり、我が国の主権及び国民の生命と安全に関わる重大な問題です。1970年代から1980年代にかけて、多くの日本人が不自然な形で行方不明となった事件の多くは、北朝鮮による拉致の疑いが持たれています。

2006年（平成18年）に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律（北朝鮮人権法）」が施行され、地方自治体と国が連携し、拉致問題による人権侵害に関する啓発を図るよう努めることになりました。

そのため、市民一人一人が拉致問題への認識を深め、関心を持ち続けることが、問題解決への何よりの大きな後押しとなることから、風化させないように、今後も継続して啓発活動に取り組むことが必要です。

（3）性的指向〈※1〉・性自認〈※2〉

性的指向に関して、「男性が男性を、女性が女性を好きになる」ことに対しては、根強い偏見があり、苦しんでいる人がいます。また、性同一性障害に関して、体の性と心の性との食い違いに悩みながら、周囲の心ない好奇の目にさらされています

当事者の人たちは、社会の中で偏見や無理解から差別を受け、また、性の区分を前提とする社会生活上の不利益もあります。

しかし、今まで積極的に取り上げられることが少なかった多様な性の在り方について、現在、社会的な関心が高まっています。

全ての人の性的指向、性自認という特性について正しい理解や認識を深め、性の多様性が認められ、その人自身が自分らしく生きていくための権利が尊重される社会を作っていくことが必要です。

※1 性的指向

人の恋愛感情や性的な関心がいずれの性別に向かうかの指向（この指向については、異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛等の多様性がある）をいう。

※2 性自認

自分がどの性別であるかの認識（この認識については、自分の生物学的な性別と一致する人もいれば、一致しない人もいる）のことをいう。

（4）災害に起因する人権侵害

近年、国内では、大地震や土砂災害、台風や豪雨、大雪など様々な自然災害が頻発しています。自然災害が発生した時には、高齢者を始め障がいのある人、子どもや病人など災害弱者になりやすい人は、避難活動や被災後の生活などに多くの困難を抱えます。

2011年（平成23年）3月に発生した東日本大震災では、地震や津波災害及びそれに伴う原子力発電所の事故により、多くの人々が長期の避難生活を強いられ、避難所などで特別な配慮を必要とする高齢者、障がいのある人などへの配慮やプライバシーの保護といった課題が問題

になったほか、根拠のない風評被害なども問題視されました。また、児童生徒が避難先の学校でいじめを受けるなどの人権侵害も起こりました。放射能の影響を心配するあまり、根拠のない思い込みや偏見で差別をすることは人権侵害につながります。一人一人が正しい知識と思いやりの心を持つことが重要であり、新たな人権問題の発生を防止するため、啓発活動を行うことが必要です。

(5) 犯罪被害者やその家族の人権

犯罪被害者やその家族は、犯罪そのものやその後遺症によって精神的に苦しんでいるにもかかわらず、興味本位の噂や心ない中傷などにより名誉が傷つけられたり、私生活の平穏が脅かされたりするなどの問題が指摘されています。犯罪被害者等の権利利益の保護が図られる社会の実現が求められています。

(6) 刑を終えて出所した人等

刑を終えて出所した人や非行や犯罪を犯した少年は更生意欲があっても、本人やその家族に対する周囲の偏見や差別が根強く、特に就職や住居の確保が困難なことなど、様々な差別を受けることがあり、社会復帰が難しい状況にあります。周囲の人々が理解を深め、地域社会の一員として円滑な社会生活を営めるよう、刑を終えて出所した人等やその家族に対する偏見や差別をなくしていくことが大切です。

第5章 計画の推進

1 総合的な人権施策の推進

これまでも三条市では、これまで女性や高齢者、子ども、障がいのある人の問題、外国人市民の問題解決をするため、各施策の中で相談、啓発活動に努めてきました。しかし、現在の人権問題はそれぞれの課題が複雑に絡み合い、新たな課題が生じるなど、複雑かつ多様化してきています。

このため、引き続き総合的な取組を積極的に展開していく必要があります。

2 関係機関との連携

(1) 国・県との連携

人権が尊重される社会を実現するためには、国、新潟県、関係機関及び関係団体と共通認識の下、協力し合うことが必要です。

このため、国と県はもとより、新潟地方法務局三条支局、新潟・新津・三条地域人権啓発活動ネットワーク協議会（新潟・新津・三条地域の新潟地方法務局各支局、管内各人権擁護委員協議会及び本市を含む管内市町村で構成）、三条人権擁護委員協議会などの関係機関との連携を深め、情報の共有、事業の共催など積極的に行い、地域の実態の把握に努め、効果的な人権教育と人権啓発を推進します。

(2) 社会全体で取り組むネットワークづくり

人権問題には、社会全体で取り組むという合意が必要であり、市民や自治会、企業などの参加・参画を通じて市民協働で、人権教育と人権啓発を積極的に行っていく必要があります。

3 人権施策の推進体制

社会情勢の変化に伴い、複雑化・多様化する人権問題に適切に対応するためには、庁内の各担当の専門的な対応と関連する部局間の密接な連携体制が不可欠です。

そのため、本市の人権施策を全庁的な組織で総合的・効果的に推進するため、庁内各課と緊密な連携を図る体制により、人権教育・啓発を推進していきます。

参 考 資 料

○平成 30 年度 男女共同参画に関する市民意識調査（抜粋）

○人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成 30 年度 男女共同参画に関する市民意識調査（抜粋）

1 調査の方法

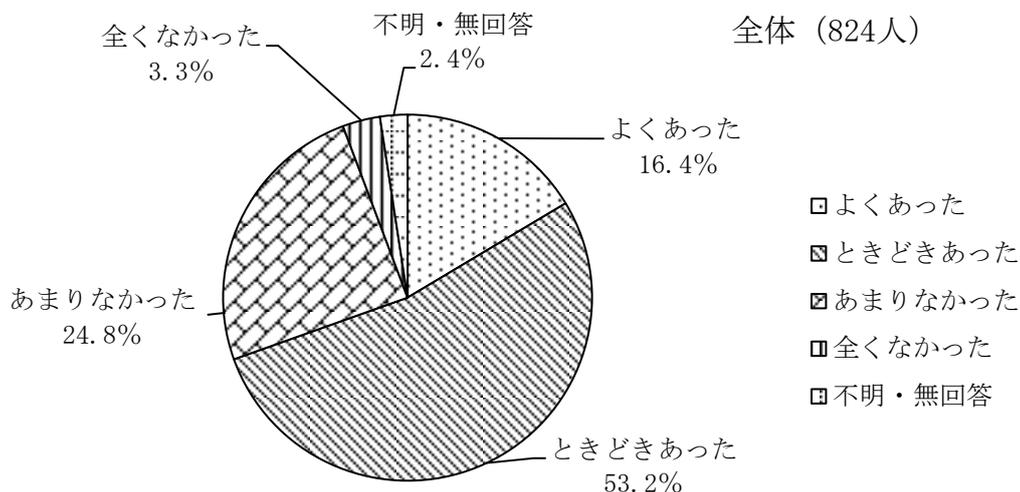
三条市では、全ての人の人権が尊重される社会の実現を目指し、人権施策を推進する上での基礎資料として、平成 30 年 9 月に「男女共同参画に関する市民意識調査」の中で、人権に関する調査を実施しました。

三条市内の満 20 歳以上の男女 2,000 人を無作為に抽出し郵送によるアンケートを行いました。有効回答件数は 824 件でした。

2 調査結果について

(1) 「人権に関するニュースや報道で気になったこと」について、「よくあった」と「ときどきあった」を合わせた割合が（69.6%）約 7 割、「あまりなかった」（24.8%）と「全くなかった」（3.3%）を合わせた割合（以下、「なかった（計）」）が 3 割弱となっています。

●この、2、3 年の間、「人権問題」や「人権侵害された」といったニュースや報道について気になったことはありますか。

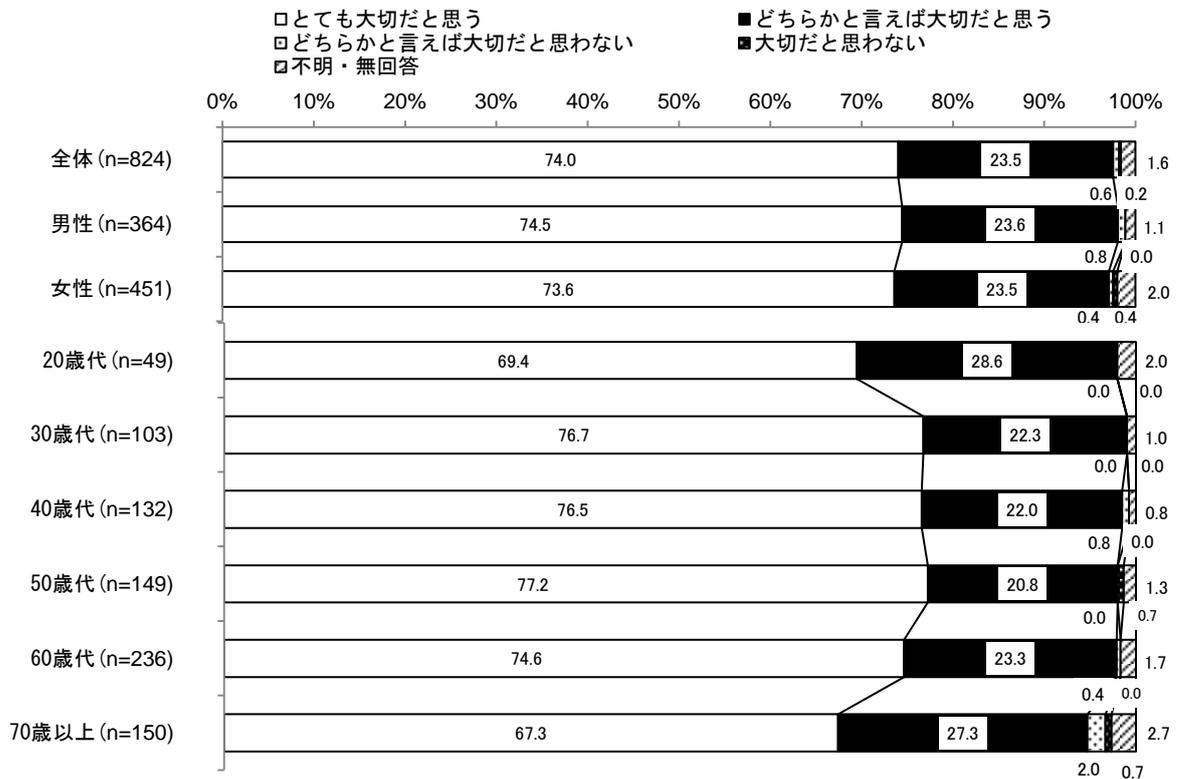


(2) 「人権を尊重すること」について、どのように思っているかについて「とても大切だと思う」が74%、「どちらかと言えば大切だと思う」23.5%で、ほとんどを占めています。

また、「とても大切だと思う」が、男性(74.5%)、女性(73.6%)とも、最も高い割合となっています。

年齢別では、全ての年代で「とても大切だと思う」が最も高く、20歳代(69.4%)、70歳代以上(67.3%)と6割代で、30歳代から60歳代では7割を超えています。

●人権を尊重することについて、どのように思っていますか。(1つだけ回答)

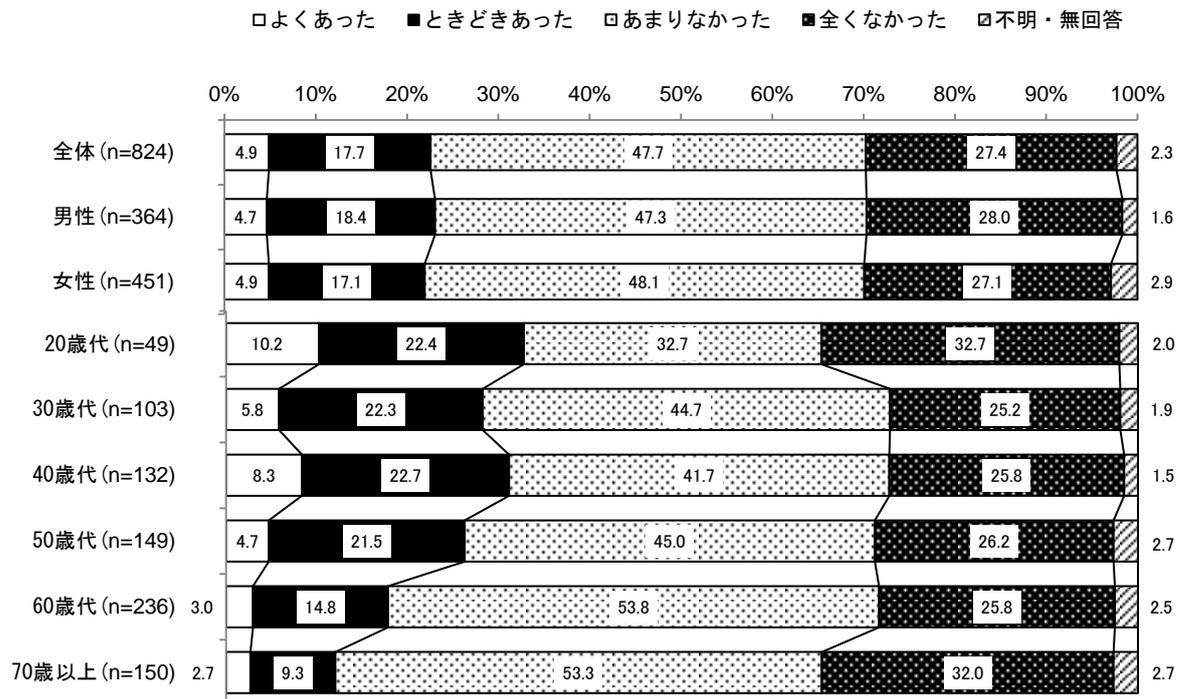


(3) 「この2、3年の間、あなたやあなたの身の回りで、「人権の問題がある」と思ったことはありますか。」について、「よくあった」(4.9%)と「ときどきあった」(17.7%)を合わせた割合(22.6%)と「あまりなかった」(47.7%)と「全くなかった」(27.4%)を合わせた割合は75.1%で、「あまりなかった」、「全くなかった」が「よくあった」、「ときどきあった」を上回っています。

性別では、「よくあった」、「ときどきあった」の計は、男性で23.1%、女性で22.0%となっています。男女とも「あまりなかった」(各47.3%、48.1%)が最も高く、4割を超えています。

年代別では、「よくあった」、「ときどきあった」の計は、20歳代(32.6%)、40歳代(31.0%)で高く、3割を超えています。概ね、若年層ほど割合が高い傾向がみられます。

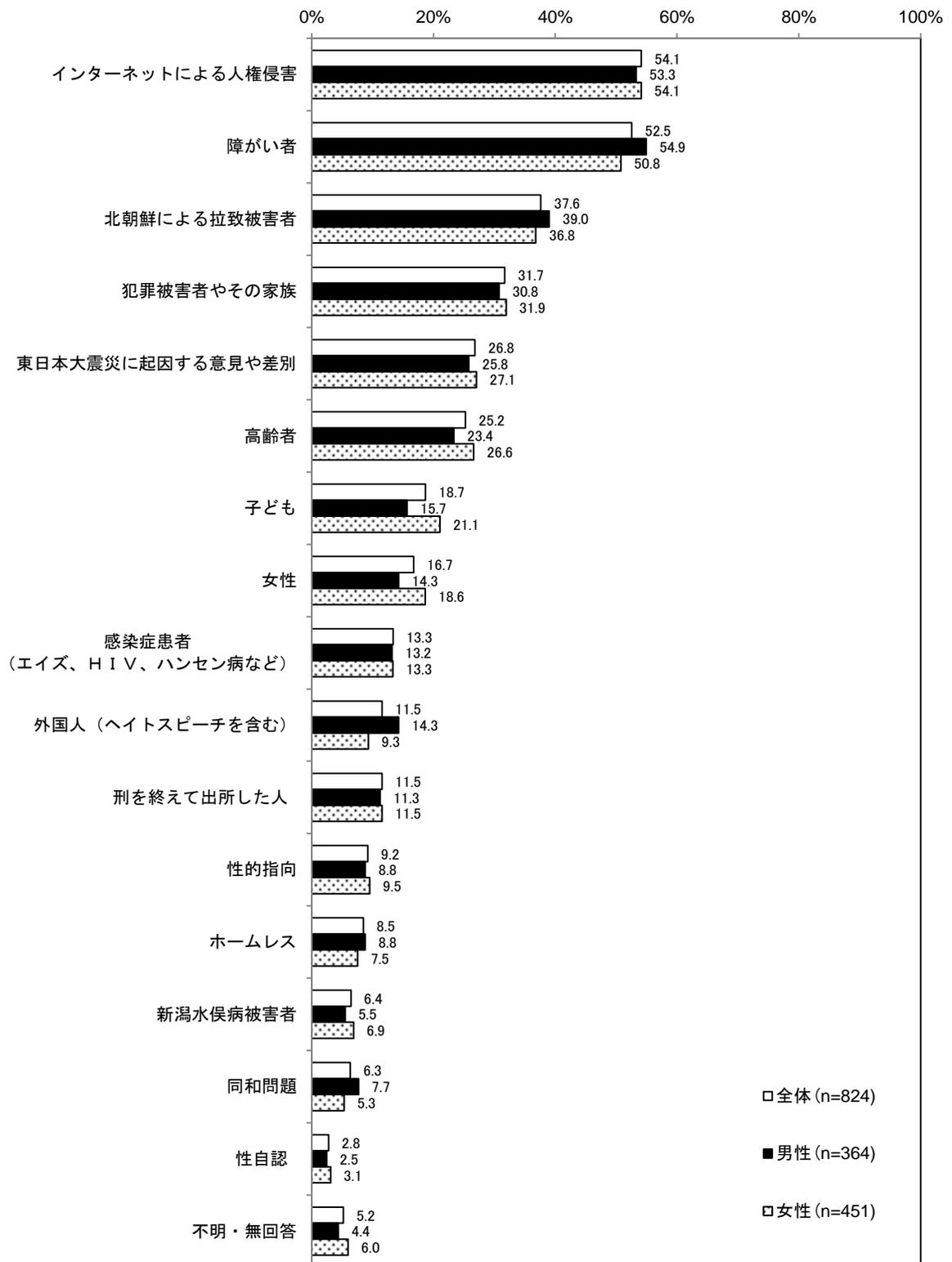
●この2、3年の間、あなたやあなたの身の回りで、「人権の問題がある」と思ったことはありますか。(回答は1つだけ)



- (4) 「人権の問題があると思う分野」について、「インターネットによる侵害」が 54.1%で最も高く、次いで「障がい者」が 52.5%、「北朝鮮による拉致被害者」が 37.6%、「犯罪被害者とその家族」が 31.7%の順になっています。

性別では、女性は「インターネットによる人権侵害」が 54.1%で最も高く、次いで「障がい者」が 50.8%、「北朝鮮による拉致被害者」が 36.8%、「犯罪被害者とその家族」が 31.9%となっています。男性は「障がい者」で 54.9%と最も高く、「インターネットによる人権侵害」が 53.3%、「北朝鮮による拉致被害者」が 39.0%となっています。

●現在、どのような分野で「人権の問題がある」と思いますか。(複数回答)



人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成 12 年 12 月 6 日

法律第 147 号

(目的)

第一条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動(人権教育を除く。)をいう。

(基本理念)

第三条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第六条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第七条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第八条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第九条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第八条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第二条 この法律は、この法律の施行の日から三年以内に、人権擁護施策推進法（平成八年法律第百二十号）第三条第二項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。